グリーンアップおおいたロゴマーク使用許可要領

第1 (趣旨)

この要領は、本県の環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」を県内外に広め、この取組の認知度を高めることを目的に、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 (使用届)

ロゴマークを使用しょうとする者は、あらかじめグリーンアップおおいたロゴマーク 使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事(以下「知事」という。)に提出する ものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) グリーンアップおおいた推進会議委員の所属する企業・団体等が使用するとき。
- (3) グリーンアップおおいた実践隊が使用するとき。
- (4) その他知事が適当と認めるとき。

第3 (届出の受理)

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合 を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれが あるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与 えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (7) その他知事が不適当と認めたとき。

第4 (使用料)

ロゴマークの使用料は、無料とする。

第5 (使用の禁止)

ロゴマークの使用方法等について、知事が不適当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

第6 (その他)

この要領に定めのない事項については、別途定めることとする。

附則

この要領は、令和6年10月23日から施行する。